

防火対象物の安全避難に関する有識者会議設置要綱

令和6年6月11日

消防局長決定

(趣旨)

第1条 ホテル、病院、福祉施設等の安全避難について、専門的な見地及び関係団体の立場から幅広く意見を求めることを目的として、防火対象物の安全避難に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(委員)

第2条 有識者会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 専門的知識や経験を有する者

(3) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、7名以内とする。

3 その他、市長は、特定の事項について専門的知識を有する者を特別委員として参加させることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和7年3月30日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長の指名等)

第4条 消防局長は、委員の中から座長を指名する。

2 座長は、会の進行をつかさどる。

3 消防局長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(有識者会議の公開)

第5条 有識者会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、消防局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 有識者会議を公開することにより公正かつ円滑な有識者会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 有識者会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(事務局)

第6条 有識者会議の事務局を、消防局予防部査察課に置く。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の開催に必要な事項は、査察課長が定める。

附 則（令和6年6月11日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月11日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月30日限り、その効力を失う。